

国立大学法人長岡技術科学大学における研究費の不正防止に関する基本方針

平成 27 年 3 月 4 日
学 長 裁 定

(目的)

第1 この基本方針は、国立大学法人長岡技術科学大学（以下「本学」という。）における研究費の適正な運営及び管理に必要な基本的な事項を定め、体制の整備及び充実並びに教職員等の意識向上等により、研究費の不正使用の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2 この基本方針において「研究費」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 国又は国が所管する独立行政法人等から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金
- 二 運営費交付金により配分される研究経費
- 三 寄附金（民間研究助成団体からの研究助成金を含む。）
- 四 共同研究契約に基づく直接経費、間接経費及び研究料
- 五 受託研究契約に基づく直接経費及び間接経費（第一号に含まれるものを除く。）

2 この基本方針において「教職員等」とは、本学の教職員、学生等で研究に携わる者及び本学の施設・設備を利用して研究に携わる者（過去に携わっていた者を含む。）をいう。

(責任体系)

第3 本学における研究費を適正に運営及び管理するため、本学における研究費の運営及び管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を、最高管理責任者を補佐し、本学における研究費の運営及び管理に関し本学全体を統括する実質的な責任と権限を有する者として統括管理責任者を、及び統括管理責任者の指示の下、本学における研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を有する者として研究費不正使用防止推進責任者を置くとともに、それぞれの責任の範囲及び権限等を明確にし、学内外に周知する。

(ルール of 明確化)

第4 研究費に係る事務処理手続（以下「事務手続」という。）について、ルール of 明確化、統一化を図り、分かりやすく体系化した上で教職員等に周知する。

2 事務手続のルールについて、運用の実態が乖離していないか、適切なチェック体制が保持できるか等の観点から点検し、必要に応じて見直しを行う。

(職務権限 of 明確化)

第5 本学における研究費の事務処理（以下「事務処理」という。）に関する権限と責任を明確にし、これに基づく決裁体制とする。

- 2 事務処理に関する権限と責任について、業務の分担の実態と学内規則等との乖離が生じていないか、責任の所在が不明確になっていないかという観点から点検し、必要に応じて見直しを行う。

（教職員等の意識向上）

第6 研究費の適正な運営及び管理に関する意識の向上を図るため、教職員等に対する研究費不正使用防止に係る教育を実施し、受講者の受講状況及び理解度を把握する。

- 2 教職員等に対し、研究費の適切な運営及び管理に関するルールを遵守する義務があることについて理解させ、その意識の浸透を図るため、誓約書の提出を求める。
- 3 本学における研究費の使用に関する行動規範を策定し、教職員等に対し周知徹底を図る。

（申立て等の取扱い）

第7 研究費の不正使用に関する学内外からの申立て及び情報提供（以下「申立て等」という。）を受け付ける窓口を設置する。

- 2 窓口の運営に当たっては、申立て等を行った者を保護する方策を講じる。
- 3 申立て等の情報が最高管理責任者に迅速かつ確実に伝わる体制を構築する。

（調査及び懲戒）

第8 申立て等又は内部監査等により、研究費の不正使用に係る調査が必要と認められた場合は、公正かつ透明性の高い仕組みによる調査を行う。

- 2 研究費の不正使用に係る調査の体制及び手続等並びに懲戒の種類及びその運用に必要な手続等を明確に定める。

（不正使用防止計画の策定及び実施）

第9 研究費の不正使用を未然に防止するため、その要因を把握及び分析し、不正使用防止計画の策定を行う。

- 2 研究費の適正な運営及び管理を図るため、不正使用防止計画を推進する部署を置き、研究費の不正使用防止のための具体的な対策を策定及び実施し、その実施状況を確認する。
- 3 最高管理責任者は、本学の研究費の不正使用防止に率先して取り組むことを学内外に表明し、自ら不正使用防止計画の進捗管理に努めるものとする。

（研究費の適正な運営・管理活動）

第 10 研究費の執行状況を事務部門において確認し、必要に応じて、当初の執行計画と比較し、執行が遅れている教員に対して改善指導を行う。

2 業者との癒着による不正な取引を防止するため、教職員等のみならず、業者に対しても必要な方策を講じる。

3 物品等の発注及び検収、非常勤雇用者の雇用管理等については、事務部門が行うこと等により、不正が生じにくい第三者による確認の仕組みを整備する。

(相談窓口)

第 11 事務手続に関する学内外からの相談を受け付ける窓口を設置する。

(情報発信)

第 12 研究費の不正防止に関する本学の基本方針等を学外に公表する。

(監査体制)

第 13 監査室は、研究費の適正な管理のため、学内規則等に基づき、公正かつ的確な監査を実施する。

2 監査室は、監事及び会計監査人との連携を図るとともに、不正使用防止計画の推進部署をはじめとする本学のあらゆる組織と連携して実効性のある監査を実施する。

(その他)

第 14 この基本方針に定めるもののほか、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日文科科学大臣決定）において実施が求められている事項について、必要な措置を講ずる。

附 則

この基本方針は、平成 27 年 3 月 4 日から実施する。

附 則（平成 28 年 1 月 28 日）

この基本方針は、平成 28 年 1 月 28 日から実施する。